

地域自立支援協議会委員からの計画骨子への意見について

平成 23 年 11 月 25 日

(有田委員)「障害者自立支援法から総合福祉法への転機が議論されている現下、当面は現計画を踏襲されることは妥当と考えます。ただ、総合福祉法が施行されるであろう平成 25 年 8 月頃には大きな変革が予想されるので、その時点で本計画の見直しを行う流れが良いと思います。」

●基本的理念について

(有田委員)「基本的理念について、以下の意見を述べます。」(P2)

- ・障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえる⇒障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえる
- ・障害者等の自己決定と自己選択の尊重⇒障害者の定義が大きく変更されているので、今後は「等」という表現は不要と思います。

いただいた御意見の1点目から、下記のとおり修正します。

障害福祉計画では、次の3つが基本理念として定められています。



全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる3点に配慮して、障害福祉計画を作成するよう定められています。

(1) 障害者の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害者が自らその居住する場所を選択し、その必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、



障害の有無によって分け隔たれることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めること

(2) 市町村を基本とする仕組みへの統一と三障害の制度の一元化

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者などに対するサービスの充実を図り、

↓

障害福祉サービスに関し、市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、サービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のあるサービス水準の均てん化を図ること

また、発達障害者及び高次機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知をはかること

いただいた御意見の2点目については、次のように考えます。

現在、国で検討中の「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の改正案」には、現段階いずれも「障害者等」の文言があることから、国の改正案の動向に注視し、同じ扱いにしたいと考えます。